

## 第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	令和3年		令和2年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
<b>総数</b>	<b>1,838</b>	<b>1,624</b>	<b>1,677</b>	<b>1,544</b>	<b>161</b>	<b>80</b>	
ダフヤ行為(第2条)	3	3	3	3	-	-	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,409	1,201	1,305	1,166	104	35
	うち)盗撮	(827)	(672)	(736)	(636)	(91)	(36)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	28	24	19	16	9	8	
押売行為(第6条)	-	-	1	1	△1	△1	
不当な客引行為等(第7条)		398	396	349	358	49	38
	うち)勧誘(スカウト)	(107)	(108)	(64)	(65)	(43)	(43)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は、不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

## 第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和3年	令和2年	前年比	
ストーカー行為等に係る相談	1,102	1,232	△130	
警告書の交付(第4条)	483	495	△12	
禁止命令等(第5条)	139	137	2	
援助の実施(第7条)	619	639	△20	
検挙	ストーカー行為罪(第18条)	102	126	△24
	禁止命令等違反(第19・20条)	15	15	-

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあつては、援助申出受理件数をいう。

数値：生活安全総務課

## 第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和3年	令和2年	前年比	
配偶者からの暴力に係る相談	8,011	8,627	△616	
保護命令(第10条)	41	47	△6	
援助の実施(第8条の2)	5,281	5,581	△300	
検挙	保護命令違反(第29条)	-	1	△1

注1 DV防止法については、第55表の脚注を参照のこと。

2 保護命令は、令和2年から総件数を表示する。

数値：生活安全総務課